

※処理事項  
 発信年月日 整理番号 事務所 管理番号 申告区分  
 通信日付印 確認印

受付印

平成 年 月 日 法人番号

この申告の基礎となる修正決定による。申告年月日

所在地 (電話)

事業種目

期末現在の資本金の額又は出資金の額(解散日現在の資本金の額又は出資金の額)

法人名

代表者印

期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

期末現在の額

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度分又はの道府県民税の申告書

事業所	摘要	課税標準	税率(%)	税額	備考
所得割	所得金額総額(62-68)又は別表53				(1) (使途秘密金税額等)法人税法の規定によって計算した法人税額
	年400万円以下の金額	0.00		0.00	(2) 試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額
	年400万円を超え年800万円以下の金額	0.00		0.00	(3) 還付法人税額等の控除額
	年800万円を超える金額	0.00		0.00	(4) 退職年金等積立金に係る法人税額
	計	0.00		0.00	(5) 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ①+②-③+④
	軽減税率不適用法人の金額	0.00		0.00	(6) 以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額
	付加価値額総額				(7) 法人税割額 (5)又は(6)×100
	付加価値額	0.00		0.00	(8) 道府県民税の特定寄附金税額控除額
	資本金等の額総額				(9) 外国の法人税等の額の控除額
	資本金等の額	0.00		0.00	(10) 仮装経理に基づく法人税割額の控除額
	収入金額総額				(11) 差引法人税割額 (7)-(8)-(9)-(10)
	収入金額	0.00		0.00	(12) 既に納付の確定した当期分の法人税割額
	合計事業税額			0.00	(13) 租税条約の実施に係る法人税割額の控除額
	平成28年改正法附則第5条の控除額			0.00	(14) この申告により納付すべき法人税割額 (11)-(12)-(13)
事業税の特等寄附金税額控除額				(15) 算定期間において事務所等を有していた月数	
差引事業税額	0.00		0.00	(16) 均等割額 円×(15)/12	
租税条約の実施に係る事業税額の控除額			0.00	(17) 既に納付の確定した当期分の均等割額	
所得割	0.00		0.00	(18) この申告により納付すべき均等割額 (16)-(17)	
資本割	0.00		0.00	(19) この申告により納付すべき道府県民税額 (13)+(18)	
④のうち見込納付額				(20) ④のうち見込納付額	

地方特例	摘要	課税標準	税率(%)	税額	備考
地方特例	所得割に係る地方特例特別税額	0.00		0.00	(21) 差引 (19)-(20)
	収入割に係る地方特例特別税額	0.00		0.00	(22) 特別区分の課税標準額
	合計地方特例特別税額			0.00	(23) 同上に対する税額 (22)×100
	仮装経理に基づく地方特例特別税額の控除額			0.00	(24) 市町村分の課税標準額
	既に納付の確定した当期分の地方特例特別税額	0.00		0.00	(25) 同上に対する税額 (24)×100
この申告により納付すべき地方特例特別税額	0.00		0.00	(26) 中間納付額 (7)	
差引				(27) 還付を受けようとする金融機関及び支払方法	
差引				(28) 口座番号(普通・当座)	

所得金額の内訳	摘要	金額	備考
所得金額の内訳	所得金額(法人税の明細書(別表4)の(33))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の(41))		(29) 法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額
	損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額		(30) 法人税の当期の確定税額又は連結法人税個別帰属支払額
	損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額		決算確定の日 平成 年 月 日
	益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額		解散の日 平成 年 月 日
	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額		残余財産の最後の分配又は引渡しの日 平成 年 月 日
	仮計 (29)+(30)+(31)-(32)-(33)		申告期限の延長の処分(承認)の有無 事業税 有・無 法人税 有・無
	繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額		法人税の申告書の種類 青色・その他
	法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(48))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の(55))		この申告が中間申告の場合の計算期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額		翌期の中間申告の要否 要・否	
		国外関連者の有無 有・無	

(道府県民税)

署名押印

(電話)

(事業税)

(地方特例)

受付印 平成 年 月 日		登記事項 登記簿番号 登記簿記載事項		整理番号 事務所 管理番号 申告区分	
		法人番号 申告年月日 年 月 日		業 種 業 種 目	
所在地 <small>(本県が法庁等の場合は本館所在地を記載)</small>	(電話)			前期末現在の資本金の額 又は出資金の額 (兆 十億 百万 千 円)	
法人名 <small>(ふりがな)</small>				前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額	
代表者名 <small>(ふりがな)</small>	代表者氏名 <small>(ふりがな)</small>	経理責任者氏名 <small>(ふりがな)</small>	前 期 末 現 在 の 資 本 金 等 の 額		

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度分又はの連結事業年度分の道府県民税の予定申告書 ※

事業税				道府県民税												
前事業年度の事業税額 (⑬の金額)	⑬	兆	十億	百万	千	円	0.00	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (⑰の金額)	⑰	兆	十億	百万	千	円	0.00	
所得割額 (⑫× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	⑫	兆	十億	百万	千	円	0.00	予定申告税額 (⑰× $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$ )	⑰	兆	十億	百万	千	円	0.00	
付加価値割額 (⑬× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	⑬	兆	十億	百万	千	円	0.00	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑳	兆	十億	百万	千	円	0.00	
資本割額 (⑭× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	⑭	兆	十億	百万	千	円	0.00	この申告により納付すべき法人税割額 ⑳-㉑	㉑	兆	十億	百万	千	円	0.00	
収入割額 (⑮× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	⑮	兆	十億	百万	千	円	0.00	均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	㉒	兆	十億	百万	千	円	0.00	
前事業年度の地方法人特別税額 (⑯)	⑯	兆	十億	百万	千	円	0.00	この申告により納付すべき道府県民税額 ㉒+㉓	㉓	兆	十億	百万	千	円	0.00	
地方法人特別税額 (⑯× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	⑯	兆	十億	百万	千	円	0.00	この申告により納付すべき道府県民税額 ㉒+㉓	㉓	兆	十億	百万	千	円	0.00	
予定申告税額 (⑰+⑳+㉑+㉒)	⑰	兆	十億	百万	千	円	0.00	この申告により納付すべき道府県民税額 ㉒+㉓	㉓	兆	十億	百万	千	円	0.00	
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び地方法人特別税額	㉔	兆	十億	百万	千	円	0.00			兆	十億	百万	千	円	0.00	
この申告により納付すべき事業税額及び地方法人特別税額 ㉔-㉕	㉔	兆	十億	百万	千	円	0.00			兆	十億	百万	千	円	0.00	
前事業年度の事業税額・地方法人特別税額の明細																
摘要		課税標準		税率 (100)		税額										
所得割	所得金額総額 ㉖	兆	十億	百万	千	円		所得金額 ㉗	兆	十億	百万	千	円			
付加価値割	付加価値額総額 ㉘	兆	十億	百万	千	円		付加価値額 ㉙	兆	十億	百万	千	円			
資本割	資本金等の額総額 ㉚	兆	十億	百万	千	円		資本金等の額 ㉛	兆	十億	百万	千	円			
収入割	収入金額総額 ㉜	兆	十億	百万	千	円		収入金額 ㉝	兆	十億	百万	千	円			
合計事業税額 ㉖+㉘+㉚+㉜						㉞										
平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額						㉟										
事業税の特定寄附金税額控除額						㊱										
仮装経理に基づく事業税額の控除額						㊲										
租税条約の実施に係る事業税額の控除額						㊳										
納付すべき事業税額 ㉞-㉟-㊱-㊲-㊳						㊴										
⑬の内訳	所得割 ⑫	兆	十億	百万	千	円		付加価値割 ⑬	兆	十億	百万	千	円			
	資本割 ⑭	兆	十億	百万	千	円		収入割 ⑮	兆	十億	百万	千	円			
摘要		課税標準		税率 (100)		税額										
所得割に係る	地方法人特別税額 ⑯	兆	十億	百万	千	円	0.00									
収入割に係る	地方法人特別税額 ⑰	兆	十億	百万	千	円	0.00									
合計地方法人特別税額 (⑯+⑰)						⑱										
仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額						㊴										
租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額						㊵										
納付すべき地方法人特別税額 ⑱-㊴-㊵						㊶										
この申告の期間		平成 年 月 日から		平成 年 月 日まで												
前事業年度又は前連結事業年度の期間		平成 年 月 日から		平成 年 月 日まで												
備考																
関与税理士署名押印		(電話)														

道府県たばこ税  
特例期限適用申請書  
市町村たばこ税

第十六号の六様式(用紙日本工業規格A4)(第八条の八・第十六条の三関係)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 受付印             </div>	平成 年 月 日 総務大臣 殿	※ 処 理 事 項	
申 請 者	住 所 又 は 所 在 地 (電話番号 )		
	氏 名 又 は 名 称 (印)		
	法 人 番 号 		
第74条の10第3項 下記のとおり地方税法 の規定による指定を受けたいので、申請します。 第473条 第 2 項			
政令第39条の11第1号イの製造たばこの本数の合計数		本	
政令第39条の11第1号ロの市町村及び特別区の各月における数の合計数 ①			
20,000本×①		本	
法 第 7 4 条 の 1 0 第 4 項 の規定による取消しを受けたことの有無 (有・無) 法 第 4 7 3 条 第 3 項 (あるときは、取消しの年月日) _____			
地方税の滞納処分を受けたことの有無 (有・無) (あるときは、滞納処分の年月日) _____			
地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第22条の28第1項の規定により通告処分(科料に相当する金額に係る通告処分を除く。)を受けたことの有無(有・無) (あるときは、刑及びその刑の確定の年月日又は処分及びその処分の履行の年月日) _____			
備 考			

自動車取得税・自動車税申告書（報告書）  
 知事 殿  
 平成 年 月 日  
 次のとおり申告（報告）します。

1. 新規登録（新車）	2. 新規登録（中古車）	3. 移転登録	4. 輸入	5. 輸出	6. 抹消登録
7. 変更（使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途・軽自動車の所有者）	8. その他（ ）				

取得原因

1. 売買	2. 相続	3. 贈与	4. 所有権保留解除	5. その他（ ）
-------	-------	-------	------------	-----------

課税区分

1. 課税	2. 非課税	3. 課税免除
4. 減免（障害者・その他）	5. 免状点以下	6. 商品車
7. その他（ ）		

登録（取得・変更・廃車等）年月日

平成 年 月 日

初度登録年月（初度検査年月）

平成 年 月 日

運輸支局等	車種区分	かな	番号
〒	—	—	—
(都道府県、市町村名、番地までを記入)			
(右詰で記入)			

登録番号

（重直番号）

（右詰で記入）

納税（申告、報告）義務者	住所又は所在地	氏又は称
（フリガナ）	（フリガナ）	（フリガナ）
生年月日	年 月 日	年 月 日
電話番号	年 月 日	年 月 日
(左詰で記入)		

所有者	住所又は所在地	氏又は称
（フリガナ）	（フリガナ）	（フリガナ）
住居又は所在地	氏又は称	
（フリガナ）	（フリガナ）	
旧所有者	住所又は所在地	氏又は称
（フリガナ）	（フリガナ）	（フリガナ）
住居又は所在地	氏又は称	
（フリガナ）	（フリガナ）	

取得原因	課税標準額	課税額	年税額
1. 普通 2. 小型 3. 三輪	円	円	円
1. 営業用 2. 自家用	円	円	円
1. 普通 2. 小型 3. 三輪	円	円	円
1. 営業用 2. 自家用	円	円	円

税額の合計	円
-------	---

※この欄には記入しないこと。



# 元売業者指定申請書

第十六号の二十五様式

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 受付印             </div>	平成 年 月 日 総務大臣殿	※ 処 理 事 項										
申請者	法人番号											
	氏名又は名称	(印)										
	住所又は所在地	(電話 )										
法第144条の7 第1項の区分		第1号該当・第2号該当・第3号該当										
第1号該当の場合		石油の備蓄の確保等に関する法律第26条第1項の届出の年月日	年 月 日									
		前3年の軽油の平均年間製造量									キロリットル	
		前年の軽油の製造量									キロリットル	
第2号該当の場合		石油の備蓄の確保等に関する法律第16条の登録の年月日	年 月 日									
		前3年の軽油の平均年間輸入量									キロリットル	
		前3年の軽油の平均年間販売量									キロリットル	
第3号該当の場合		系列販売業者の数						所在道府県数				
①法第144条の7第2項の規定による取消しを受けたことの有無(有・無) (あるときは、取消しの年月日) _____												
②法第144条の7第2項の規定による取消しを受けた者が法人である場合に、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人の役員であった者に該当することの有無(有・無) (あるときは、当該法人の名称及び取消しの年月日) _____												
③国税又は地方税の滞納処分を受けたことの有無(有・無) (あるときは、滞納処分の年月日) _____												
④国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税通則法、関税法(とん税法及び特別とん税法において準用する場合を含む。)若しくは地方税法の規定により通告処分を受けたことの有無(有・無) (あるときは、刑及びその刑の確定の年月日又は処分及びその処分の履行の年月日) _____												
法人の役員について、①から④までのいずれかに該当することの有無(有・無) (あるときは、該当する事項(①・②・③・④)、その事項に係る処分等の年月日及びその役員の氏名) _____												
上記のとおり地方税法第144条の7第1項の規定による元売業者の指定を受けたいので、申請します。												
備考												



# 特約業者指定申請書

第十六号の二十九様式

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 受付印             </div>	平成 年 月 日 知事 殿	※ 処 理 項	
申 請 者	個人番号又は法人番号		
	氏名又は名称	⑩	
	住所又は所在地	(電話 )	
仮特約業者の指定の年月日	年 月 日	指定に係る道府県知事	知事
継続的に軽油の供給を受ける販売契約を締結している元売業者の氏名又は名称			
当該元売業者の保証の有無 (有・無)			
石油の備蓄の確保等に関する法律に規定する石油販売業の届出の有無 (有・無) (あるときは、届出年月日) _____			
前年の軽油の販売量	キロリットル		
破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当することの有無 (有・無)			
①法第 144 条の 8 第 3 項の規定による取消しを受けたことの有無 (有・無) (あるときは、取消しの年月日) _____			
②法第 144 条の 9 第 3 項、第 5 項本文又は第 6 項後段の規定による取消しを受けたことの有無 (有・無) (あるときは、取消しの年月日) _____			
③法第 144 条の 8 第 3 項の規定による取消しを受けた者又は第 144 条の 9 第 3 項、第 5 項本文若しくは第 6 項後段の規定による取消しを受けた者が法人である場合に、その取消しの原因となった事実があった日 1 年以内に当該法人の役員であった者に該当することの有無 (有・無) (あるときは、当該法人の名称及び取消しの年月日) _____			
④国税又は地方税の滞納処分を受けたことの有無 (有・無) (あるときは、滞納処分の年月日) _____			
⑤国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は <u>国税通則法</u> 、 <u>関税法</u> (とん税法及び特別とん税法において準用する場合を含む。)若しくは <u>地方税法</u> の規定により <u>通告処分</u> を受けたことの有無 (有・無) (あるときは、刑及びその刑の確定の年月日又は処分及びその処分の履行の年月日) _____			
法人の役員について、①から⑤までのいずれかに該当することの有無 (有・無) (あるときは、該当する事項 (①・②・③・④・⑤)、その事項に係る処分等の年月日及びその役員の氏名) _____			
上記のとおり地方税法第 144 条の 9 第 1 項の規定による特約業者の指定を受けたいので、申請します。			
備 考			





第17号様式別表記載要領

- 1 「支払を受ける者」の項の「個人番号」の欄には、給与等の支払を受ける者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載してください。
- 2 「支払金額」の項の「内」の欄には、その年中に支払の確定した給与等（所得税法施行令第311条に規定する給与等を含む。）の金額のうち、支払報告書を作成する日においてまだ支払っていないものについて、内書してください。
- 3 「控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）」の項の「老人」の欄の「内」の欄には、同居老親等に該当する老人扶養親族の数を内書してください。
- 4 「16歳未満の扶養親族の数」の項には、16歳未満（平成 年1月2日以降に生まれた者）の扶養親族の数を記載してください。
- 5 「障害者の数（本人を除く。）」の項の「特別」欄の「内」の欄には、同居特別障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族の数を内書してください。また、障害者、特別障害者又は同居特別障害者が同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）に該当する場合は、「摘要」欄に当該同一生計配偶者の氏名及びその者が同一生計配偶者である旨を記載してください。（例「氏名（同配）」）
- 6 「非居住者である親族の数」の項には、控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者、所得税法施行規則第93条第1項第6号1)(i)に規定する特別控除対象配偶者（以下「特別控除対象配偶者」という。）、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうちに、国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象国外扶養親族がいる場合には、その数を記載してください。
- 7 「社会保険料等の金額」の項の「内」の欄には、小規模企業共済等掛金の額に係る控除の額を内書し、「社会保険料等の金額」の項の金額のうちに所得税法第196条第2項に規定する社会保険料の金額（以下7において「国民年金保険料等の金額」という。）が含まれている場合には、「国民年金保険料等の金額」の欄に国民年金保険料等の金額を記載してください。
- 8 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を記載してください。氏名の前には括弧書きの数字を付し、「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」及び「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。（例「（1）氏名」）  
また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に（年少）と記載し、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象国外扶養親族である場合にはその旨を記載してください。
- 9 租税特別措置法第41条の2の2第1項の規定（以下9において「特例規定」という。）の適用がある場合には、「住宅借入金等特別控除の額の内訳」の欄にはそれぞれ次により記載してください。
  - (イ) 租税特別措置法第41条の2の2第1項に規定する申告書に記載された金額（以下（イ）において「住宅借入金等特別控除可能額」という。）が、その年分の所得税法第190条第2号に掲げる税額を超える場合には、住宅借入金等特別控除可能額を記載してください。
  - (ロ) 給与等の支払を受ける者が特例規定の適用を受けた者である場合（（ハ）に規定する場合に該当する場合を除く。）には、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日（当該年月日が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条の2第1項の規定による租税特別措置法第41条の規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日であるときは、その適用を受けた旨及び当該年月日）及びその者の住宅の取得等（同条第1項に規定する住宅の取得等、同条第10項に規定する認定住宅の新築等又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する住宅の増改築等をいう。（ハ）において同じ。）が特定取得（同法第41条第5項又は第41条の3の2第18項に規定する特定取得をいう。（ハ）において同じ。）に該当する場合には、その旨を記載してください。
  - (ハ) 給与等の支払を受ける者が二以上の居住年（租税特別措置法第41条第1項、第6項若しくは第10項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する居住年をそれぞれ一の年とする場合におけるこれらの居住年をいう。以下（ハ）において同じ。）に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（同法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同条第6項に規定する特例住宅借入金等の金額、同条第10項に規定する認定住宅借入金等の金額又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する増改築等住宅借入金等の金額をいう。以下（ハ）において同じ。）について特例規定の適用を受けた者である場合には、当該住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分し、当該区分をした居住年ごとの特例規定の適用を受けた旨（同条第1項又は第5項の規定により特例規定の適用を受けた場合には、その旨）、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日及び当該住宅借入金等の金額の合計額並びに当該住宅の取得等が特定取得に該当する場合には、その旨を記載してください。
  - (ニ) 給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項の規定により特例規定の適用を受けた者である場合（（ハ）に規定する場合に該当する場合を除く。）には、その旨を記載してください。
- 10 「新生命保険料の金額」、「旧生命保険料の金額」、「介護医療保険料の金額」、「新個人年金保険料の金額」及び「旧個人年金保険料の金額」の欄には、その年中に支払った「生命保険料の控除額」の欄の金額に係る新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額又は旧個人年金保険料の金額をそれぞれ記載してください。
- 11 「旧長期損害保険料の金額」の欄には、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第5条第5項及び同法附則第11条第5項に規定する長期損害保険契約等に該当する控除の額がある場合におけるその年中に支払った当該長期損害保険契約等に係る当該各項に規定する旧長期損害保険料の金額を記載してください。
- 12 「（源泉・特別）控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」及び「16歳未満の扶養親族」の欄の「個人番号」の欄には、それぞれ控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者若しくは特別控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族（以下12において「控除対象配偶者等」という。）の個人番号を記載してください。また、控除対象配偶者等が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象国外扶養親族である場合には、その旨を記載してください。なお、控除対象配偶者等の「氏名」の欄の「フリガナ」の欄は、不明の場合は空欄としてください。
- 13 「配偶者の合計所得」の欄には、所得税法第190条第2号二に規定する配偶者の合計所得金額又はその見積額（当該給与等が同条の規定の適用を受けていないものである場合には、同法第194条第1項の規定による申告書に記載された源泉控除対象配偶者の合計所得金額の見積額）を記載してください。
- 14 「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」の欄には、5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号を記載してください。個人番号の前には「摘要」の欄において氏名等の前に記載した括弧書きの数字を付し、氏名等との対応関係が分かるようにしてください。（例「（1）個人番号」）
- 15 「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄には、5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号を記載してください。個人番号の前には「摘要」の欄において氏名等の前に記載した括弧書きの数字を付し、氏名等との対応関係が分かるようにしてください。（例「（2）個人番号」）
- 16 「未成年者」の欄には、給与の支払を受ける者が平成 年1月3日以降に生まれた者であるときに、○印を付けてください。
- 17 「寡婦」の欄の「特別」の欄には、平成 年12月31日現在において給与の支払を受ける者が法第292条第1項第11号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下であるものであるときに、○印を付けてください。
- 18 「明大昭平」の欄には、該当欄に○印を付けてください。
 

明	大	昭	平
---	---	---	---
- 19 「支払者」の項の「個人番号又は法人番号」の欄には、給与支払者の個人番号又は法人番号（番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 20 ※印の欄には、記載しないでください。

公的年金等支払報告書(個人別明細書)

										※種 別		※整理番号		※				
支払を受ける者										個人番号								
										住所 (フリガナ)		氏名		生年月日		明治		大正
区分		支 払 金 額								源 泉 徴 収 税 額								
所得税法第203条の3第1号適用分		千 円								千 円								
所得税法第203条の3第2号適用分																		
所得税法第203条の3第3号適用分																		
所得税法第203条の3第4号適用分																		
本 人				源泉控除対象配偶者の有無等				控除対象扶養親族の数			16歳未満の扶養親族の数		障害者の数		非居住者である親族の数		社会保険料の額	
特 別 障害者	その他の 障害者	特 別 寡婦	寡婦 寡夫	一 般	老 人	特 定	老 人	そ の 他	特 別		そ の 他							
						人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	千	円
源泉控除対象配偶者				控除対象扶養親族				16歳未満の扶養親族										
(フリガナ)		区分		配偶者の合計所得 円		(フリガナ)		区分		(フリガナ)		区分						
氏名				38万円以下		1 氏名		1		1 氏名		1						
個人番号						個人番号				個人番号								
(摘要)						2 氏名		2		2 氏名		2						
個人番号						個人番号				個人番号								
支 払 者		法 人 番 号		所 在 地		名 称		電 話 番 号										

第17号の2様式別表記載要領

- 1 「住所」の欄には、支払報告書を提出する日の現況による住所を記載すること。
- 2 「支払を受ける者」の項の「個人番号」の欄には、公的年金等の支払を受ける者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいう。12において同じ。)に記載すること。
- 3 「生年月日」の欄には、該当する年号を○で囲み、その年月日を記載すること。
- 4 「支払金額」の項には、その年中に支払の確定した公的年金等の金額を記載し、支払報告書を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。また、所得税法第203条の4第2号又は第3号に規定する退職年金については、同号の規定により公的年金等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額を記載すること。
- 5 「本人」の項には、公的年金等の支払を受ける者が特別障害者若しくはその他の障害者、法第34条第3項及び第314条の2第3項に規定する寡婦控除額の控除の対象となる寡婦若しくはその他の寡婦又は寡夫に該当する場合には、その該当する欄に★印を記載すること。
- 6 「源泉控除対象配偶者の有無等」の項には、所得税法第203条の5第1項の規定による申告書に記載されたところに応じ、その該当する欄に★印を記載すること。
- 7 「控除対象扶養親族の数」の項には、所得税法第203条の5第1項の規定による申告書に記載されたところに応じ、それぞれ次のように記載すること。
  - (イ) 「特定」の欄には、特定扶養親族の数を記載すること。
  - (ロ) 「老人」の欄には、老人扶養親族の数を記載すること。
  - (ハ) 「その他」の欄には、特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を記載すること。
- 8 「16歳未満の扶養親族の数」の項には、16歳未満(平成 年1月2日以降に生まれた者)の扶養親族の数を記載すること。
- 9 「障害者の数」の項には、所得税法第203条の5第1項の規定による申告書に記載されたところに応じ、それぞれ次のように記載すること。
  - (イ) 「特別」の欄には、同一生計配偶者又は扶養親族である特別障害者の数を記載し、当該特別障害者のうちに法第34条第4項及び第314条の2第4項に規定する同居特別障害者があるときは、当該同居特別障害者の数を内書すること。
  - (ロ) 「その他」の欄には、特別障害者以外の障害者である同一生計配偶者又は扶養親族の数を記載すること。
- 10 「非居住者である親族の数」の項には、源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうちに、国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族がいる場合には、その数を記載すること。
- 11 「社会保険料の額」の項には、所得税法第203条の4第1号の規定により公的年金等から控除される同号に規定する社会保険料の金額を記載すること。
- 12 「源泉控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」及び「16歳未満の扶養親族」の項の「個人番号」の欄には、それぞれ源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族(以下12において「源泉控除対象配偶者等」という。)の個人番号を記載すること。また、源泉控除対象配偶者等が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族である場合には、その旨を記載すること。なお、源泉控除対象配偶者等の「氏名」の欄の「フリガナ」が不明の場合は空欄とすること。
- 13 「配偶者の合計所得」の項には、所得税法第203条の5第1項の規定による申告書に記載された源泉控除対象配偶者の合計所得金額の見積額が38万円を超える場合には当該申告書に記載された額を記載し、38万円以下である場合には「38万円以下」の項に★印を記載すること。
- 14 摘要の欄には、3人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名及び個人番号を記載すること。また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に(年少)と記載し、3人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族である場合にはその旨を記載すること。
- 15 「支払者」の項の「法人番号」の欄には、公的年金等支払者の法人番号(番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 16 ※の欄には、記載しないこと。

道府県たばこ税の手持品課税納税申告書

別記第一号様式（用紙日本工業規格A4）（地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十四号）附則第五条関係）

都道府県提出用（第一号様式）

※ 申告者の種別 卸・小 整理番号 ※			
平成 年 月 日 知事殿 申告者	営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称 (〒 - ) ( ☎ - - ) 店舗名 ( )		
	住所又は居所 (〒 - ) ( ☎ - - )		
	氏名又は名称及び代表者氏名 (フリガナ)		
	個人番号又は法人番号 ↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。		
	同上代理人		
下記のとおり、平成 年 月 日現在における、道府県たばこ税の手持品課税納税申告書（期限後申告書・修正申告書）を提出します。			
製造たばこの区分 紙巻たばこ 葉巻たばこ パイプたばこ 刻みたばこ 加熱式たばこ かみ用のたばこ かぎ用のたばこ	所持重量 g g g g g g	所持する製造たばこの数量 ⑥ 本 ⑦(①×1) 本 ⑧(②×1) 本 ⑨(③×0.5) 本 ⑩ 本 ⑪(④×0.5) 本 ⑫(⑤×0.5) 本	地方税の課税対象数量（卸売販売業者等用） ★⑥ 本 ★⑦ 本 ★⑧ 本 ★⑨ 本 ★⑩ 本 ★⑪ 本 ★⑫ 本
所持する製造たばこの数量の合計 ⑬(⑥～⑫の合計) 本			
区分 道府県税	課税標準となる製造たばこの本数 ⑭(⑬) 本	1本当たりの税率 0.07	税額（1円未満切捨） ⑮(⑭×0.07) 円
区分 道府県税	税額の合計額（1円単位で記入） ⑯(⑮) 円	修正申告の場合の修正申告前の確定額 ⑰ 円	納付すべき税額（1円単位で記入） ⑱(⑯又は⑰-⑳) 円
税理士法第30条の書面提出	<input type="checkbox"/> 有	作成税理士署名・押印	
税理士法第33条の2の書面提出	<input type="checkbox"/> 有	(印) (電話番号 - - )	
出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所在地 (〒 - ) ( ☎ - - )	名称	
都道府県整理欄			
修正申告の場合の当初申告年月日	※平成 年 月 日	確認 ※	納期限
通信日付印	※平成 年 月 日	確認 ※	平成 年 月 日
番号確認 ※	身元確認 ※	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	※ 確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ( )

(注) 1 ※欄には記入しないでください。  
 2 小売販売業者は、★印の欄は記載しないでください。

別記第一号様式記載要領

- この申告書は、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。以下「平成30年改正法」という。）附則第10条第3項の規定による申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。
- 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 「⑩」欄には、所持する加熱式たばこについて、地方税法第74条の4第3項に規定する方法により計算した紙巻たばこの本数の合計数を記載すること。
- 卸売販売業者等は、以下の点に留意すること。
  - 平成30年改正法附則第10条第2項の規定により道府県たばこ税の課税対象となる製造たばこの数量については、「地方税の課税対象数量（卸売販売業者等用）」の欄の「★⑥」欄から「★⑫」欄に記載すること。
  - 「課税標準となる製造たばこの本数」欄の記載に際しては、「⑬」欄には、「地方税の課税対象数量（卸売販売業者等用）」欄の「★⑥」欄から「★⑫」欄までの数量を合計した本数を記載すること。

市町村たばこ税の手持品課税納税申告書

別記第二号様式（用紙日本工業規格A4）（地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十四号）附則第九条関係）

市区町村提出用  
（第二号様式）

※		申告者の種別	卸・小	整理番号	※	
平成 年 月 日	営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称	(〒 - ) ( ☎ - - )				
		店舗名 ( )				
	申告者	住所又は居所	(〒 - ) ( ☎ - - )			
		氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ) (印)			
		個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。			
市区町村長殿	同上代理人	(印)				
下記のとおり、平成 年 月 日現在における、市町村たばこ税の手持品課税納税申告書（期限後申告書・修正申告書）を提出します。						
製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量	地方税の課税対象数量（卸売販売業者等用）			
紙巻たばこ		⑥ 本	★ ⑥	本		
葉巻たばこ	① g	⑦ (①×1) 本	★ ⑦	本		
パイプたばこ	② g	⑧ (②×1) 本	★ ⑧	本		
刻みたばこ	③ g	⑨ (③×0.5) 本	★ ⑨	本		
加熱式たばこ		⑩ 本	★ ⑩	本		
かみ用のたばこ	④ g	⑪ (④×0.5) 本	★ ⑪	本		
かぎ用のたばこ	⑤ g	⑫ (⑤×0.5) 本	★ ⑫	本		
所持する製造たばこの数量の合計	⑬ (⑥～⑫の合計) 本					
区 分	課税標準となる製造たばこの本数	1本当たりの税率	税額 (1円未満切捨)			
市町村税	⑭ (⑬)	本	0.43	⑮ (⑭×0.43) 円		
区 分	税額の合計額 (1円単位で記入)	修正申告の場合の修正申告前の確定額	納付すべき税額 (1円単位で記入)			
市町村税	⑯ (⑮)	円	⑰	円 ⑱ (⑯又は⑰-⑰) 円		
税理士法第30条の書面提出	(有)	作成税理士署名・押印				
税理士法第33条の2の書面提出	(有)	(印) (電話番号 - - )				
出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所在地		名称			
	(〒 - ) ( ☎ - - )					
市区町村整理欄						
修正申告の場合の当初申告年月日	※	平成 年 月 日	確認	※	納 期 限	
通 信 日 付 印	※	平成 年 月 日	確認	※	平成 年 月 日	
番号確認	※	身元確認	※	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ( )	※	

(注) 1 ※欄には記入しないでください。  
2 小売販売業者は、★印の欄は記載しないでください。

別記第2号様式記載要領

- この申告書は、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。以下「平成30年改正法」という。）附則第23条第3項の規定による申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。
- 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 「⑩」欄には、所持する加熱式たばこについて、地方税法第467条第3項に規定する方法により計算した紙巻たばこの本数の合計数を記載すること。
- 卸売販売業者等は、以下の点に留意すること。
  - 平成30年改正法附則第23条第2項の規定により道府県たばこ税の課税対象となる製造たばこの数量については、「地方税の課税対象数量（卸売販売業者等用）」の欄の「★⑥」欄から「★⑫」欄に記載すること。
  - 「課税標準となる製造たばこの本数」欄の記載に際しては、「⑬」欄には、「地方税の課税対象数量（卸売販売業者等用）」欄の「★⑥」欄から「★⑫」欄までの数量を合計した本数を記載すること。